



# 島根県報

平成24年10月30日（火）

第2,440号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (産 業 振 興 課) 2

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 3

土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (農 村 整 備 課) 3

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定 (森 林 整 備 課) 5

特別保護地区の指定 ( " ) 5

特定猟具使用禁止区域の指定 ( " ) 6

鳥獣保護区の指定の一部改正（5件） ( " ) 7

補助金等交付規則第3条の規定により地域コンテンツを活用したビジネス創出支援補助金の交付の対象等を定める告示 (産 業 振 興 課) 8

公有水面埋立免許の出願 (河 川 課) 9

### 【公 告】

肥料の登録事項の変更 (食 料 安 全 推 進 課) 10

公共測量の実施 (用 地 対 策 課) 10

### 【特定調達公告】

島根県立中央病院における集中治療病棟モニタリングシステム一式購入に係る一般競争入札の落札者等 (病 院 局) 11

### 【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正 11

### 【教委訓令】

県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正 (高 校 教 育 課) 12

### 【公安規則】

島根県公安委員会の事務の委任に関する規則及び島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則 (警 察 本 部) 14

### 【正 誤】

平成22年3月29日付け島根県報号外第37号中 (道 路 維 持 課) 16

公布された条例等のあらまし

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第93号）

1 規則の概要

設備機器の使用料の新設（別表第1関係）

(1) 島根県産業技術センター

設備機器の種類	使用料の額	
分析走査電子顕微鏡システム	1時間につき	2,110円
全自動回転式マイクローム	1時間につき	280円
示差熱熱重量同時測定装置	1時間につき	590円
ガスクロマトグラフ質量分析装置	1時間につき	1,820円
ワイヤ放電加工機	1時間につき	720円
ロックウエル硬さ試験機	1時間につき	140円
細穴放電加工機	1時間につき	520円
絶対反射率・透過率測定装置（自動角度可変）	1時間につき	300円

(2) 島根県産業技術センター浜田技術センター

設備機器の種類	使用料の額	
エネルギー分散型微小部蛍光X線分析装置	1時間につき	960円
X線回折装置	1時間につき	940円
金属顕微鏡システム	1時間につき	190円
照明測定室	1時間につき	50円

2 施行期日

平成24年11月1日から施行することとした。

**規 則**

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第93号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

「  
別表第1の1の表中 

ボンベ型熱量測定装置	1時間につき	510円
------------	--------	------

 を

「  

ボンベ型熱量測定装置	1時間につき	510円
分析走査電子顕微鏡システム	1時間につき	2,110円
全自動回転式マイクローム	1時間につき	280円
示差熱熱重量同時測定装置	1時間につき	590円
ガスクロマトグラフ質量分析装置	1時間につき	1,820円

に、

「

照明シミュレーションソフトウェア	1時間につき	460円
------------------	--------	------

」

「

照明シミュレーションソフトウェア	1時間につき	460円	に改める。
ワイヤ放電加工機	1時間につき	720円	
ロックウエル硬さ試験機	1時間につき	140円	
細穴放電加工機	1時間につき	520円	
絶対反射率・透過率測定装置（自動角度可変）	1時間につき	300円	

」

別表第1の2の表中

波長分散型蛍光X線分析装置	1時間につき	2,180円	を
---------------	--------	--------	---

」

「

波長分散型蛍光X線分析装置	1時間につき	2,180円	に改める。
エネルギー分散型微小部蛍光X線分析装置	1時間につき	960円	
X線回折装置	1時間につき	940円	
金属顕微鏡システム	1時間につき	190円	
3 機械・金属・電子関連機器			
照明測定室	1時間につき	50円	

」

**附 則**

この規則は、平成24年11月1日から施行する。

**告 示**

**島根県告示第597号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成24年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 壽光会	特定施設入居者生活介護	ヴィラ湖水苑	出雲市湖陵町差海283番地 1	平成24年11月1日
	介護予防特定施設入居者生活介護			

**島根県告示第598号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年10月30日

## 松江市大庭農地開発土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

## 理事

石倉 茂美 松江市佐草町9番地  
松浦 幸治 松江市大庭町581番地  
高麗 義美 松江市大庭町97番地  
長沢 広朋 松江市大庭町71番地  
伊藤 春美 松江市大庭町245番地  
須山 真史 松江市大庭町331番地  
広江 正 松江市大庭町874番地  
松浦 隆介 松江市大庭町728番地 6  
今井 宜久 松江市佐草町188番地  
磯遊 成雄 松江市佐草町85番地  
壺中 一男 松江市佐草町1061番地 1  
石倉 睦雄 松江市佐草町852番地

## 監事

広江 喬 松江市大庭町969番地11  
松浦 武志 松江市大庭町344番地  
引野 克己 松江市佐草町914番地

## 2 就任年月日

平成24年9月23日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

## 理事

石倉 茂美 松江市佐草町9番地  
松浦 幸一 松江市大庭町728番地 6  
周藤 弘巳 松江市佐草町147番地  
石倉 克志 松江市佐草町101番地  
水野久美子 松江市大庭町95番地12  
玉川 敏子 松江市大庭町210番地  
廣江 和吉 松江市大庭町248番地  
松浦 良子 松江市大庭町344番地  
須山 明 松江市大庭町583番地  
広江 芳夫 松江市大庭町844番地  
石倉 嘉男 松江市佐草町187番地  
引野 博己 松江市佐草町379番地

## 監事

周藤 正司 松江市佐草町148番地  
須山 厚 松江市大庭町282番地  
廣江 幸輝 松江市大庭町789番地 4  
引野 昭夫 松江市佐草町737番地

## 島根県告示第599号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定する。

平成24年10月30日

島根県知事 溝口 善兵衛

ニホンジカ捕獲禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区域 出雲市の一部</li> <li>2 面積 6,980ヘクタール</li> <li>3 存続期間 平成24年11月1日から平成26年10月31日まで</li> </ol>
弥栄キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区域 浜田市の一部</li> <li>2 面積 8,246ヘクタール</li> <li>3 存続期間 平成24年11月1日から平成27年10月31日まで</li> </ol>
島の星キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区域 江津市の一部</li> <li>2 面積 3,083ヘクタール</li> <li>3 存続期間 平成24年11月1日から平成27年10月31日まで</li> </ol>
大和北キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区域 邑智郡美郷町の一部</li> <li>2 面積 2,845ヘクタール</li> <li>3 存続期間 平成24年11月1日から平成27年10月31日まで</li> </ol>

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

## 島根県告示第600号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

平成24年10月30日

島根県知事 溝口 善兵衛

焼火山特別保護地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区域 隠岐郡西ノ島町の一部</li> <li>2 面積 4ヘクタール</li> </ol>
-----------	--

	<p>3 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで</p> <p>4 特別保護地区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。</p>
--	--

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

### 島根県告示第601号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成24年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

木次 特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 雲南市の一部</p> <p>2 面積 406ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
川本 特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 邑智郡川本町の一部</p> <p>2 面積 278ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
上ノ台 特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 安来市の一部</p> <p>2 面積 525ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
みやび湖 特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 浜田市、益田市の一部</p> <p>2 面積 134ヘクタール</p> <p>3 存続期間</p>

	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
飯田 特定猟具使用禁止区域	1 区域 雲南市の一部 2 面積 38ヘクタール 3 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
大野原 特定猟具使用禁止区域	1 区域 鹿足郡吉賀町の一部 2 面積 69ヘクタール 3 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
差海川 特定猟具使用禁止区域	1 区域 出雲市の一部 2 面積 12.1ヘクタール 3 存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

#### 島根県告示第602号

鳥獣保護区の指定（昭和52年島根県告示第810号）の一部を次のように改正し、平成24年11月1日から施行する。

平成24年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表鱒淵鳥獣保護区の項中「平成19年11月1日」を「平成24年11月1日」に、「平成24年10月31日」を「平成29年10月31日」に改める。

#### 島根県告示第603号

鳥獣保護区の指定（昭和57年島根県告示第1119号）の一部を次のように改正し、平成24年11月1日から施行する。

平成24年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表一の谷鳥獣保護区中「270ヘクタール」を「230ヘクタール」に、「平成14年11月1日」を「平成24年11月1日」に、「平成24年10月31日」を「平成34年10月31日」に改め、同表来待鳥獣保護区の項から楽山鳥獣保護区の項までの規定中「平成14年11月1日」を「平成24年11月1日」に、「平成24年10月31日」を「平成34年10月31日」に改め、同表愛宕山鳥獣保護区の項中「240ヘクタール」を「211ヘクタール」に、「平成14年11月1日」を「平成24年11月1日」に、「平成24年10月31日」を「平成34年10月31日」に改める。

---

#### 島根県告示第604号

鳥獣保護区の指定（昭和62年島根県告示第1039号）の一部を次のように改正し、平成24年11月1日から施行する。

平成24年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表瑞穂青少年旅行村鳥獣保護区の項中「平成14年11月1日」を「平成24年11月1日」に、「平成24年10月31日」を「平成34年10月31日」に改める。

---

#### 島根県告示第605号

鳥獣保護区の指定（平成4年島根県告示第931号）の一部を次のように改正し、平成24年11月1日から施行する。

平成24年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中「平成14年11月1日」を「平成24年11月1日」に、「平成24年10月31日」を「平成34年10月31日」に改める。

---

#### 島根県告示第606号

鳥獣保護区の指定（平成14年島根県告示第902号）の一部を次のように改正し、平成24年11月1日から施行する。

平成24年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中「平成14年11月1日」を「平成24年11月1日」に、「平成24年10月31日」を「平成34年10月31日」に改める。

---

#### 島根県告示第607号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、地域コンテンツを活用したビジネス創出支援補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

平成24年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

##### 1 補助金等の名称

地域コンテンツを活用したビジネス創出支援補助金

##### 2 交付の目的

島根の地域コンテンツを活かした新しいビジネスモデルの創出を支援することにより、島根のコンテンツ産業を活性化し、産業振興に資することを目的とする。

##### 3 交付の対象となる事業

交付の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすシステム開発又はコンテンツ制作を伴う事業で、知事が認めるものとする。ただし、他の補助金等の交付を受ける事業は、原則として対象としない。



- (1) 島根の優れた歴史、文化、自然、食、人等の地域情報をコンテンツ化（動画、静止画、文章等で表現することをいう。）したものを活用する新しいビジネスモデルであり、事業として継続できるもの
- (2) 県内事業者が、県内でシステム開発又はコンテンツ制作を行うこと。
- (3) システム開発又はコンテンツ制作を外部委託する場合は、自社又はコンソーシアム以外の者への発注が補助対象事業費の2分の1以下であること。

## 4 交付の対象となる経費、交付の率及び交付の限度額

交付の対象となる経費	交付の率	交付の限度額
3に掲げるシステム開発及びコンテンツ制作に係る経費	交付の対象となる経費の2分の1以内	1事業につき150万円以内

注 交付しようとする額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

## 島根県告示第608号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成24年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 出願人

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

## 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 埋立区域

## ア 位置

島根県松江市大野町字東濱86番1並びに字出来島2296番6、字出来島2298番4、字出来島2299番2及び字東濱87番2地先道路の地先公有水面

## イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と16の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 東浜三等三角点（北緯35度27分56.58秒、東経132度55分09.42秒、以下「原点」という。）から64度37分31秒、321.16メートルの地点

2の地点 1の地点から164度16分58秒、0.27メートルの地点

3の地点 2の地点から256度14分56秒、6.18メートルの地点

4の地点 3の地点から252度42分53秒、20.01メートルの地点

5の地点 4の地点から252度43分18秒、20.01メートルの地点

6の地点 5の地点から252度43分7秒、20.01メートルの地点

7の地点 6の地点から252度48分35秒、20.01メートルの地点

8の地点 7の地点から252度42分10秒、20.01メートルの地点

9の地点 8の地点から252度43分40秒、3.82メートルの地点

10の地点 9の地点から256度51分39秒、4.19メートルの地点

11の地点 10の地点から229度57分21秒、8.01メートルの地点

12の地点 11の地点から159度58分44秒、3.94メートルの地点

13の地点 12の地点から249度58分42秒、3.50メートルの地点

14の地点 13の地点から288度21分10秒、2.00メートルの地点

15の地点 14の地点から350度20分56秒、5.57メートルの地点

16の地点 15の地点から348度19分7秒、5.79メートルの地点

ウ 面積

490.36平方メートル

(2) 埋立に関する工事の施行区域

ア 位置

島根県松江市大野町字東濱86番1地内並びに字出来島2296番6、字出来島2298番4、字出来島2299番2、字東濱87番2及び字東濱86番5地先道路の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれた区域

アの地点 埋立区域で定める原点から、65度00分54秒、336.02メートルの地点

イの地点 アの地点から256度11分32秒、29.00メートルの地点

ウの地点 イの地点から254度16分58秒、142.00メートルの地点

エの地点 ウの地点から347度14分21秒、33.74メートルの地点

ウ 面積

4,440.57平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地

4 出願年月日

平成24年9月24日

5 縦覧場所

島根県土木部河川課及び松江市役所

## 公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、次のとおり登録事項に係る変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

平成24年10月30日

島根県知事 溝口善兵衛

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は名称		主たる事務所の所在地		変更年月日
			変更前	変更後	変更前	変更後	
島肥登第 406号	乾燥菌体肥 料	7.0乾燥酵 母肥料3号	日本製紙ケミ カル株式会社	日本製紙株式 会社	東京都千代田区一ツ 橋一丁目2番2号	東京都北区王子一 丁目4番1号	平成24年10 月1日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成24年10月30日

島根県知事 溝口善兵衛

1 作業種類

復旧測量（基準点）

2 作業期間

平成24年11月1日から平成25年3月25日まで

3 作業地域

益田市

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条においてその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成24年10月30日

島根県立中央病院 病院長 中山 健 吾

1 件名

集中治療病棟モニタリングシステム 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務グループ 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

平成24年9月27日

4 落札者の氏名及び住所

小西医療器株式会社出雲営業所長 平野 享 島根県出雲市塩冶有原町五丁目59番地

5 落札金額

71,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成24年8月17日

## 島 根 県 病 院 局 告 示

### 島根県病院局告示第4号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成24年11月1日から施行する。

平成24年10月30日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

水痘ワクチン接種料の項の次に次の1項を加える。

百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ予防接種料 1回につき 13,300円

100日せきジフテリア破傷風予防接種料の項中「100日せきジフテリア破傷風」を「百日せきジフテリア破傷風」に改める。

不活化ポリオワクチン接種料の項の次に次の1項を加える。

ロタウイルスワクチン予防接種料 1回につき 16,170円

## 教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第8号

本 庁  
県立学校

県立高等学校等の教職員の服務規程（昭和42年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成24年10月30日

島根県教育委員会委員長 山 本 弘 正

様式第29号を次のように改める。

## 様式第29号

文書番号

年 月 日

島根県教育委員会教育長 様

所属長 氏 名 印

## 交通事故等状況報告書

所属職員を当事者とする交通事故（違反）の状況について、下記のとおり報告します。

## 記

- 1 職員の職、氏名、年齢及び住所
- 2 相手方の氏名、年齢、職業及び住所
- 3 事故等の発生日時
- 4 事故等の発生場所
- 5 公務中又は公務外の別
- 6 事故車の状況
  - (1) 所有区分
  - (2) 車種、登録番号
- 7 同乗者の状況（当方、相手方）
- 8 事故の発生状況及び原因
  - (1) 発生状況（用務先及び用務内容を特に詳しく記載すること。）
  - (2) 発生の原因
- 9 事故の程度
  - (1) 人身（当方、相手方）（同乗者を含む。）
  - (2) 物損（当方、相手方）
  - (3) 過失割合 当方：相手方＝ ： （示談書に基づくこと。）
- 10 法令違反の内容
- 11 事故後の措置状況
- 12 本人の過去における交通事故（違反）の有無
- 13 事故等に対する意見等
  - (1) 本人の申立て又は反省
  - (2) 被害者の意見又は態度
  - (3) 参考人の意見（医師の診断等）
  - (4) 警察の見解
- 14 所属長の意見
- 15 添付書類等
  - (1) 事故現場見取図
  - (2) 診断書の写し
  - (3) 損害額見積書（早急に入手不可能な場合は、後日別に提出すること。）
  - (4) 示談書の写し（早急に作成不可能な場合は、後日別に提出すること。）
  - (5) 過去5年間の運転記録証明書（人身事故、悪質な交通違反等の場合で、教育委員会から提出を求められたとき。）

附 則

この訓令は、平成24年11月1日から施行する。

**公 安 委 員 会 規 則**

島根県公安委員会の事務の委任に関する規則及び島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月30日

島根県公安委員会委員長 中 島 巖

**島根県公安委員会規則第15号**

島根県公安委員会の事務の委任に関する規則及び島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

(島根県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部改正)

**第1条** 島根県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年島根県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「を示す標章のはり付け及び取り除き」を「に係る仮の命令に係る標章の貼付け及び取除き」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限に係る仮の命令に係る標章の貼付け及び取除き

第3条に次の2号を加える。

(9) 縄張に係る禁止行為に対する中止命令等

(10) 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為に対する中止命令等

(島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部改正)

**第2条** 島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の部中

「

第5条第2項	指定意見聴取に係る通知及び公示
--------	-----------------

を

」

「

第5条第2項（第15条の2第8項及び第9項並びに第30条の8第4項及び第5項において準用する場合を含む。）	指定（警戒区域変更）に係る意見聴取の通知及び公示
---	--------------------------

に、

」

「

第7条第1項（第8条第7項において準用する場合を含む。）	指定（指定取消し）の公示
第7条第3項（第8条第7項において準用する場合を含む。）	指定（指定取消し）の通知
第7条第4項	公示事項の変更の公示

を

」

「

第7条第1項（第8条第7項、第15条の2第8項及び第9項、第15条の4第2項、第30条の8第4項及び第5項並びに第30条の12第2項において準用する場合を含む。）	指定（指定取消し・警戒区域変更）の公示
第7条第3項（第8条第7項、第15条の2第8項及び第9項、第15条の4第2項、第30条の8第4項及び第5項並びに第30条の12第2項において準用する場合を含む。）	指定（指定取消し・警戒区域変更）の通知
第7条第4項（第15条の2第8項及び第30条の8第4項において準用する場合を含む。）	公示事項の変更の公示

に、

「

第15条第3項	標章のはり付け
第15条第4項	標章の取り除き

を

「

第15条第4項及び第15条の2第5項	標章の貼付け
第15条第5項及び第15条の2第6項	標章の取除き

に、

「

第32条の2第2項第6号	責任者講習の委託
第32条の2第5項	暴力追放運動推進センターに対する改善命令
第32条の2第8項	必要な配慮（情報の提供、暴力団員に対する警告、相談の申出人等の保護その他の措置）
第32条の2第8項	必要な配慮（定形的で個別の判断を要しない情報であるとされた情報の提供その他の援助措置）

を

「

第30条の11第3項	標章の貼付け
第30条の11第4項	標章の取除き
第32条の3第2項第6号	責任者講習の委託
第32条の3第5項	暴力追放運動推進センターに対する改善命令
第32条の3第8項	必要な配慮

に改め、同部第36条第

4項の項の次に次のように加える。

第39条の2第1項	命令等に係る書類の送達
第39条の2第2項	命令等に係る書類の公示送達

別表暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の部第13条第2項の項を削り、同部中

「

第20条第1項	事務所使用制限命令書の送達
第20条第2項	命令期限延長通知書の送達
第24条第2項	再発防止命令書の送達
第24条第3項	少年脱退措置命令書の送達
第29条第1項	都道府県センターからの連絡の受理

を

」

「

第21条第2項	指定期限延長通知書の送達
第26条第1項	都道府県センターからの連絡の受理
第30条第2項	指定期限延長通知書の送達

に、

」

「

第39条	仮の命令に係る標章の取り除き
第40条	照会及び回答の受理
第41条第1項	命令に係る照会及び回答の受理
第41条第2項	命令に係る書類その他の物件の送付
第42条第1項及び第2項	援助の措置についての協力
第47条第2項	記録の作成

を

」

「

第38条	仮の命令に係る標章の取除き
第39条	照会及び回答の受理
第40条第1項	命令に係る照会及び回答の受理
第40条第2項	命令に係る書類その他の物件の送付
第41条	援助の措置についての協力
第47条第3項	記録の作成

に改める。

」

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**正 誤**

平成22年3月9日付け島根県報号外第37号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
4	島根県告示第161号 の表中	松江市鹿島町名分388番7地先から同	松江市鹿島町名分657番1地先から同



657番1地先まで

388番7地先まで